

新・団体医療保険

【問い合わせ先】

取扱代理店 有楽土地(株)保険部 03-3567-9413

引受幹事保険会社 (株)損害保険ジャパン 03-3349-3225

本店営業第一部第三課

この保険の特色

- 1.入院を伴わない日帰り手術も手術保険金支払の対象となります。
- 2.入院1日目から補償
- 3.Aコースは、特定生活習慣病による入院、Bコースは女性特定疾病による入院が倍額補償となります。
- 4.特定生活習慣病・女性特定疾病の対象手術は、手術保険金も倍額補償となります。
- 5.1回の入院の支払限度日数730日で長期補償
(疾病入院保険金:初年度加入から継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。)
- 6.従業員ご本人のご契約が無くても、ご家族を被保険者にしたご契約ができます。
- 7.ご加入に際しては、告知書による手続きのみで簡単です。(告知の内容、過去の傷病歴等により、条件付のご加入となる場合やご加入に出来ない場合があります。告知事項につきましては、パンフレット16ページをご確認ください。)
- 8.所定の要介護状態になられた場合、100万円をお支払いします。→(介護一時金補償特約)
- 9.団体割引25%、優良品割引10%適用で、一般のご契約よりお安くご加入いただけます。

男性はAコースのみ加入することができます。女性はA・Bいずれのコースもご加入いただけます！

Aコース 男性・女性とも加入OK!

Bコース 女性のみ加入できます!

特定生活習慣病倍額補償プラン(A1コースの例)

特定生活習慣病
がん・急性心筋こうそく
脳卒中・糖尿病・等
で入院した場合

入院保険金
1日 **20,000円**
×入院日数
(支払対象期間730日)

疾病・傷害入院保険金
+
特定生活習慣病入院保険金

手術保険金
20・40・80万円
(手術の種類に応じて)

手術保険金
+
特定生活習慣病手術保険金

介護一時金 **100万円**

特定生活習慣病以外
の病気・ケガ
で入院した場合

入院保険金
1日 **10,000円**
×入院日数
(支払対象期間730日)

疾病・傷害入院保険金

手術保険金
10・20・40万円
(手術の種類に応じて)

手術保険金

介護一時金 **100万円**

女性特定疾病倍額補償プラン(B1コースの例)

女性特定疾病
乳がん・乳房の障害
子宮内膜症・自然流産・早産・等
で入院した場合

入院保険金
1日 **20,000円**
×入院日数
(支払対象期間730日)

疾病・傷害入院保険金
+
女性特定疾病入院保険金

手術保険金
20・40・80万円
(手術の種類に応じて)

手術保険金
+
女性特定疾病手術保険金

介護一時金 **100万円**

女性特定疾病以外
の病気・ケガ
で入院した場合

入院保険金
1日 **10,000円**
×入院日数
(支払対象期間730日)

疾病・傷害入院保険金

手術保険金
10・20・40万円
(手術の種類に応じて)

手術保険金

介護一時金 **100万円**

具体的なお支払事例

A1コースにご加入の場合

「脳卒中」で頭蓋内観血手術を受け、120日入院した場合

<お支払金額>

疾病入院保険金 …… 10,000円×120日=120万円

特定生活習慣病入院保険金 …… 10,000円×120日=120万円

疾病手術保険金 …… 10,000円×40倍=40万円

特定生活習慣病手術保険金 …… 10,000円×40倍=40万円



合計
320万円

B2コースにご加入の場合

「乳がん」で乳房切除手術を受け、30日入院した場合

<お支払金額>

疾病入院保険金 …… 5,000円×30日=15万円

女性特定疾病入院保険金 …… 5,000円×30日=15万円

疾病手術保険金 …… 5,000円×20倍=10万円

女性特定疾病手術保険金 …… 5,000円×20倍=10万円



合計
50万円

(※) 保険金のお支払方法等重要な事項は、21ページ以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

ご注意 保険契約開始時点の被保険者数により保険料が変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

補償の内容と月額保険料

- ◆保険料は、保険始期日時点の満年齢によります。
- ◆年齢は、保険期間の初日現在の満年齢とします。
- ◆契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。
- ◆本保険は**介護医療保険料控除の対象**になります。(平成24年1月より生命保険料控除制度が改正されました。)

(保険期間1年、団体割引25%、優良割引10%)

加入プラン		特定生活習慣病倍額プラン			女性特定疾病倍額補償プラン			
補償の内容		男性・女性とも加入OK			女性のみ加入OK			
		A1型	A2型	A3型	B1型	B2型	B3型	
ケガや病気で入院の場合 傷害入院保険金または疾病入院保険金		1日につき 10,000円	1日につき 5,000円	1日につき 3,000円	1日につき 10,000円	1日につき 5,000円	1日につき 3,000円	
★特定生活習慣病で入院した場合 特定生活習慣病とは、がん・糖尿病・脳卒中・高血圧性疾患・高血圧症などをいいます。 (疾病入院保険金+特定生活習慣病入院保険金)		1日につき 20,000円	1日につき 10,000円	1日につき 6,000円	_____ (疾病入院保険金は補償対象となります。)			
★女性特定疾病で入院した場合 女性特定疾病とは、乳がん・乳房の障害・子宮内腺症・卵巣炎・月経障害・女性不妊症・流産・早産などをいいます。 (疾病入院保険金+女性特定疾病入院保険金)		_____ (疾病入院保険金は補償対象となります。)			1日につき 20,000円	1日につき 10,000円	1日につき 6,000円	
手術保険金		手術の種類により傷害・ 疾病入院保険金日額の10倍・20倍・40倍			手術の種類により傷害・ 疾病入院保険金日額の10倍・20倍・40倍			
特定生活習慣病手術保険金 ★特定生活習慣病で入院した場合		手術の種類により傷害・疾病入 院保険金日額の10・20・40倍を加算			_____			
女性特定疾病手術保険金 女性特定疾病で手術した場合		_____			手術の種類により傷害・疾病入 院保険金日額の10・20・40倍を加算			
介護一時金 ★要介護状態となった場合 要介護状態とは、公的介護保険制度における要介 護2～5に相当する状態		所定の要介護状態になったとき 100万円			所定の要介護状態になったとき 100万円			
月額 保険料	平成 24 年 7 月 1 日 時 点 の 満 年 齢	0歳～24歳	1,130円	600円	390円	1,210円	640円	420円
		25歳～29歳	1,350円	710円	470円	1,920円	990円	640円
		30歳～34歳	1,470円	770円	510円	2,130円	1,100円	700円
		35歳～39歳	1,590円	830円	540円	2,180円	1,130円	710円
		40歳～44歳	1,840円	990円	650円	2,330円	1,230円	800円
		45歳～49歳	2,410円	1,300円	860円	2,720円	1,450円	960円
		50歳～54歳	3,510円	1,910円	1,270円	3,430円	1,860円	1,250円
		55歳～59歳	4,870円	2,680円	1,820円	4,450円	2,480円	1,700円
		60歳～64歳	7,020円	3,940円	2,710円	6,230円	3,550円	2,470円
	65歳～69歳	10,550円	6,040円	4,260円	9,160円	5,350円	3,840円	

介護一時金のお支払について

保険金をお支払いする場合

「身体機能の低下」、「問題行動」による「要介護状態」が90日を超えて継続した場合

～要介護状態～

重度の要介護状態

比較的軽度から中度の要介護状態

公的介護保険の要介護4～5に相当

公的介護保険の要介護2～3に相当

要介護状態になった初日にさかのぼって保険金をお支払いします。

「公的介護保険の要介護4～5(または2～3)に相当」という表現は、あくまでも目安です。

保険金をお支払いする要介護状態に該当するかどうかの認定は、独自基準(保険約款)に従い認定されます。

特定疾病等対象外特約について

告知書で告知していただいた内容により、お引き受けできない場合や、特別な条件付きでお引き受けする場合があります。特別な条件付きでお引き受けする場合は、「特定疾病等対象外特約」により、特定の疾病(群)について補償対象外とする条件付きでお引き受けします。

* 特定疾病等対象外特約をセットされたご契約を継続される場合は、継続加入においても、原則として特定疾病等対象外特約がセットされます。

* ご継続時に補償対象外とする疾病(群)が完治してから1年以上経過されている場合は、継続契約の保険始期から特定疾病等対象外特約を削除できる場合があります。

ただし、被保険者の年齢や補償対象外とする疾病(群)によっては、特定疾病等対象外特約を削除できないこともあります。

また、保険期間の中途での削除はできません。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(削除できない場合の例)

○補償対象外とする疾病(群)が複数の場合

○告知書「疾病・症状・障害一覧表」のF群(腰・脊椎の病気)やI欄記載の疾病が補償対象外となっている場合 など

新・団体医療保険の補償の概要 / 〈保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合〉

- ①被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合等に保険金をお支払いします。
 ②被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に生じた急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によるケガで、入院を開始した場合、手術を受けられた場合等に保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷 害	<p>傷害入院保険金</p> <p>保険期間中に生じた事故によるケガで入院した場合、1事故につき730日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき傷害入院保険金日額をお支払いします。</p> <p style="text-align: center;">傷害入院保険金の額=傷害入院保険金日額×入院した日数</p>	<p>①故意または重大な過失</p> <p>②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>③自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故</p> <p>⑤脳疾患、疾病または心神喪失</p> <p>⑥妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑦外科的手術その他の医療処置</p> <p>⑧地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの</p> <p>⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故</p> <p>⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 など</p>
	<p>傷害手術保険金</p> <p>保険期間中に生じた事故によるケガの治療を直接の目的として所定の手術を受けた場合(入院しない場合も対象となります。)、手術の種類に応じた額(傷害入院保険金日額の10倍、20倍または40倍)をお支払いします。(1事故に基づくケガに対して時期を同じくして、2以上の手術を受けた場合は、倍率の最も高い手術についてのみお支払いします。)ただし、1事故について、最初の入院の開始日からその日を含めて1,000日を経過した日の翌日以降の手術に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p style="text-align: center;">傷害手術保険金の額=傷害入院保険金日額×手術の種類に応じた倍率(10倍、20倍または40倍)</p>	
疾 病	<p>疾病入院保険金</p> <p>保険期間中に疾病を被り、かつ入院を開始した場合、1回の入院につき730日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。</p> <p style="text-align: center;">疾病入院保険金の額=疾病入院保険金日額×入院した日数</p>	<p>①故意または重大な過失</p> <p>②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>③自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故</p> <p>⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)</p> <p>⑥傷害</p> <p>⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩(出産時に、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「入院時食療養費」、「移送費」および「家族移送費」の給付を受けた場合)を除きます。</p> <p>⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの など</p> <p>※視力矯正を目的としたレーザー-冷凍凝固による眼球手術(レーシック手術等)は手術保険金の支払対象外となります。</p> <p>(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。</p> <p>(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p>
	<p>疾病手術保険金</p> <p>保険期間中に疾病を被り、かつその疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けた場合(入院しない場合も対象となります。)、手術の種類に応じた額(疾病入院保険金日額の10倍、20倍または40倍)をお支払いします。(時期を同じくして、2種類以上の手術を受けた場合は、倍率の最も高いいずれか1種類の手術についてのみお支払いします。)ただし、1回の入院について、最初の入院の開始日からその日を含めて1,000日を経過した日の翌日以降の手術に対しては、保険金をお支払いしません。なお、手術の種類によっては、回数制限があります。</p> <p style="text-align: center;">疾病手術保険金の額=疾病入院保険金日額×手術の種類に応じた倍率(10倍、20倍または40倍)</p>	
特 定 生 活 習 慣 病 の み 補 償 特 約	<p>特定生活習慣病入院保険金</p> <p>保険期間中に所定の特定生活習慣病(がん、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患)を被り、かつ入院を開始した場合、1回の入院につき730日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき特定生活習慣病入院保険金日額をお支払いします。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。</p> <p style="text-align: center;">特定生活習慣病入院保険金の額=特定生活習慣病入院保険金日額×入院した日数</p>	<p>⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの など</p> <p>※視力矯正を目的としたレーザー-冷凍凝固による眼球手術(レーシック手術等)は手術保険金の支払対象外となります。</p> <p>(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。</p> <p>(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p>
	<p>特定生活習慣病手術保険金</p> <p>所定の特定生活習慣病(がん、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患)の治療を直接の目的として、所定の手術を受けた場合(入院しない場合も対象となります。)、手術の種類に応じた額(特定生活習慣病入院保険金日額の10倍、20倍または40倍)をお支払いします。(時期を同じくして、2種類以上の手術を受けた場合は、倍率の最も高いいずれか1種類の手術についてのみお支払いします。)ただし、1回の入院について、最初の入院の開始日からその日を含めて1,000日を経過した日の翌日以降の手術に対しては、保険金をお支払いしません。なお、手術の種類によっては、回数制限があります。</p> <p style="text-align: center;">特定生活習慣病手術保険金の額=特定生活習慣病入院保険金日額×手術の種類に応じた倍率(10倍、20倍または40倍)</p>	
女 性 特 定 疾 病 の み 補 償 特 約	<p>女性特定疾病入院保険金</p> <p>保険期間中に所定の女性特定疾病(乳がん、子宮がん、子宮筋腫、妊娠の合併症等)を被り、かつ入院を開始した場合、1回の入院につき730日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき女性特定疾病入院保険金日額をお支払いします。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。</p> <p style="text-align: center;">女性特定疾病入院保険金の額=女性特定疾病入院保険金日額×入院した日数</p>	<p>⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの など</p> <p>※視力矯正を目的としたレーザー-冷凍凝固による眼球手術(レーシック手術等)は手術保険金の支払対象外となります。</p> <p>(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。</p> <p>(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p>
	<p>女性特定疾病手術保険金</p> <p>所定の女性特定疾病(乳がん、子宮がん、子宮筋腫、妊娠の合併症等)の治療を直接の目的として、所定の手術を受けた場合(入院しない場合も対象となります。)、手術の種類に応じた額(女性特定疾病入院保険金日額の10倍、20倍または40倍)をお支払いします。(時期を同じくして、2種類以上の手術を受けた場合は、倍率の最も高いいずれか1種類の手術についてのみお支払いします。)ただし、1回の入院について、最初の入院の開始日からその日を含めて1,000日を経過した日の翌日以降の手術に対しては、保険金をお支払いしません。なお、手術の種類によっては、回数制限があります。</p> <p style="text-align: center;">女性特定疾病手術保険金の額=女性特定疾病入院保険金日額×手術の種類に応じた倍率(10倍、20倍または40倍)</p>	
介護一時金	<p>保険期間中に、疾病や傷害などにより所定の要介護状態(公的介護保険制度における要介護2~5に相当します。)となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて90日を超えて継続した場合、介護一時金保険金額をお支払いします。保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。</p>	<p>①故意または重大な過失</p> <p>②自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故</p> <p>④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)</p> <p>⑤アルコール依存、薬物依存または薬物乱用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)</p> <p>⑥先天性異常</p> <p>⑦地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑧戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの など</p>

(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。

- ①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

●以下の条件を満たす方がご加入いただけます。

所得補償安心プラン

- 加入資格 大成建設グループの役員・従業員で下記の表の職種級別1級に該当する方
- 加入年齢 短期補償は満20歳から満63歳まで、長期補償は満20歳～満59歳までの方(平成24年7月1日時点の満年齢です。)

「短期補償」		「長期補償」	
1級	一般事務、営業職、設計士、など	1級	事務職、管理職、営業職、作業監督者、など
2級、3級	建設作業、電気作業、製造作業、など	2級、3級	建設作業、電気作業、製造作業、など

新・団体医療保険

- 加入資格 大成建設グループの役員・従業員、その配偶者、子供、兄弟姉妹、両親および同居の親族。
- 加入年齢 平成24年7月1日現在、新規加入の場合、満69歳(継続加入の場合は満79歳まで)

所得補償安心プラン/新・団体医療保険共通

- 告知日現在から過去3年間に、下表の「疾病・症状・障害一覧表」に記載の疾病・症状・障害で以下の①、②のいずれにも該当しない方
- ①医師の治療(薬の服用の指示・指導を含みます。)を受けたこと②医師に疾病を指摘されたこと(経過観察を含みます。)
- ①②のいずれかに該当する方は、以下のとおりとなります。

I欄に該当する方	この保険にはご加入いただけません。
II欄に該当する方	A～I群: 該当する疾病群に属するすべての疾病を全保険期間補償対象外としてご加入いただけます。 ※例えば、A群を補償の対象外としてのお引き受けする場合、下表記載の疾病に関わらず、胃・腸の疾病はすべて対象外となります。 Z群: 該当する疾病・症状・障害または「その他」にあたる疾病・症状・障害を全保険期間補償対象外としてご加入いただけます。

■疾病・症状・障害一覧表

疾病群	欄	I欄	II欄
A群	胃・腸の疾病	胃・腸・十二指腸のがん 食道がん 炎症性腸疾患(かいよう性大腸炎・クローン病)	胃・腸・十二指腸のかいよう 腹膜炎 胃・腸のポリープ 腸閉塞 大腸炎
B群	肝臓・胆のう・すい臓の疾病	肝臓・胆のう・すい臓のがん 肝硬変 慢性肝炎 肝肥大 すい炎	急性肝炎 肝のうよう 胆石 胆のう炎
C群	腎臓・泌尿器の疾病	腎臓・膀胱・前立腺のがん 慢性腎炎 ネフローゼ 腎不全 副腎しゅよう	腎盂炎 急性腎炎 腎臓・膀胱・尿路の結石
D群	気管支・肺の疾病	肺がん 結核 ぜんそく 肺線維症 慢性閉塞性肺疾患(COPD(慢性気管支炎、肺気腫など))	肋膜炎 膿胸 気管支拡張症 肺炎 肺壞疽 自然気胸
E群	循環器関係の疾病	脳卒中(脳出血・脳こうそく・脳軟化)・くも膜下出血 心臓弁膜症 心筋こうそく 心筋症 狭心症 不整脈 心音不純 動脈硬化症 動脈瘤	高血圧症 静脈瘤
F群	腰・脊椎の疾病	骨のしゅよう性疾患	腰痛症 変形性脊椎症 ギックリ腰 椎間板ヘルニア 骨粗しょう症 後縦靭帯骨化症
G群	筋肉・関節の疾病	肉腫などのしゅよう性疾患	リウマチ(関節リウマチ・リウマチ熱を除く) 痛風 神経痛 関節炎
H群	眼の疾病		白内障 緑内障 網膜炎 網膜症
I群	ご婦人の疾病	子宮がん(子宮頸がん、子宮体がん) 乳がん 卵巣がん	子宮筋腫 子宮内膜症 卵巣のう腫 乳腺症 不正出血
Z群	その他	糖尿病 紫斑病 結核性疾患(カリエスなど) 悪性しゅよう(各種がん・上皮内新生物・肉腫) 白血病 悪性リンパ腫 悪性黒色腫 脳しゅよう アルツハイマー病 ベーチェット病 こうげん病(全身性エリテマトーデス・強皮症・皮膚筋炎・ 関節リウマチ・多発性動脈炎・リウマチ熱など) 精神病(統合失調症・気分(感情)障害(躁うつ病、うつ症など)・ 恐慌性(パニック)障害・心的外傷後ストレス障害(PTSD)・ アルコール依存など)	骨髄炎 メニエール病 突発性難聴 副鼻腔炎 甲状腺機能亢進症(バセドウ病など) 甲状腺機能低下症(橋本病など) 性病 痔疾 前立腺肥大 脳炎 髄膜炎 異常妊娠・分娩(帝王切開・子宮外妊娠・流産・ 妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)など) むちうち症 頭部外傷による後遺症 脊髄損傷 その他(本一覧表に記載がない疾病、病状、障害)

申込み手順

- ①加入申込書・申込依頼書にご希望の型をご記入いただき、必ず押印ください。
- ②有楽土地(株)より「健康状態に関する告知書」をご送付させていただきます。
- ③質問事項をご記入いただき、ご署名・ご捺印のうえ、ご返送ください。

(注)告知いただいた内容によって、ご加入いただけない場合、特別な条件付きでのご加入となる場合がありますのでご了承ください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

新・団体医療保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み：この商品は団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、疾病保険特約、傷害保険特約等をセットしたものです。
- 保険契約者：大成建設株式会社
- 保険期間：平成24年7月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日：平成24年4月13日(金)
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者：大成建設株式会社およびグループの役員、従業員
 - 被保険者：大成建設株式会社およびグループの役員・従業員またはご家族(配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族)を被保険者として加入いただけます。(新規加入の場合、満69歳(継続加入の場合は満79歳)までの方が対象となります。)
 - 加入年齢：平成24年7月1日現在、満年齢79歳までの方。
 - お支払方法：平成24年7月分給与から毎月控除となります。(12回払)
 - お手続き方法：添付の加入依頼書・告知書に必要事項をご記入のうえ、各社保険担当室(課)までご送付ください。継続加入を行わない場合も、その内容を記載した加入依頼書の提出が必要となります。保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合は、告知書の提出が必要となります。
 - 中途脱退：この保険は、原則として中途での契約変更・退職以外での脱退はできません。
 - 保険契約開始時点のご加入人数により、保険料を調整する場合がありますのであらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容 / 〈保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合〉

- ①被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合等に保険金をお支払いします。
- ②被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に生じた急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によるケガで、入院を開始した場合、手術を受けられた場合等に保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷 害	傷害入院保険金 保険期間中に生じた事故によるケガで入院した場合、1事故につき730日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき傷害入院保険金日額をお支払いします。 $\text{傷害入院保険金の額} = \text{傷害入院保険金日額} \times \text{入院した日数}$	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※1))を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故 ⑤脳疾患、疾病または心神喪失 ⑥妊娠、出産、早産または流産 ⑦外科的手術その他の医療処置 ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的 他覚所見 ^(※2) のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用した山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 など
	傷害手術保険金 保険期間中に生じた事故によるケガの治療を直接の目的として所定の手術を受けた場合(入院しない場合も対象となります。)、手術の種類に応じた額(傷害入院保険金日額の10倍、20倍または40倍)をお支払いします(1事故に基づくケガに対して時期を同じくして、2以上の手術を受けた場合は、倍率の最も高い手術についてのみお支払いします。)。ただし、1事故について、最初の入院の開始日からその日を含めて1,000日を経過した日の翌日以降の手術に対しては、保険金をお支払いしません。 $\text{傷害手術保険金の額} = \text{傷害入院保険金日額} \times \text{手術の種類に応じた倍率(10倍、20倍または40倍)}$	
疾 病	疾病入院保険金 保険期間中に疾病を被り、かつ入院を開始した場合、1回の入院につき730日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。 $\text{疾病入院保険金の額} = \text{疾病入院保険金日額} \times \text{入院した日数}$	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※1))を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥傷害 ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩(出産時に、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「入院時生活療養費」、「移送費」および「家族移送費」の給付を受けた場合)を除きます。 ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的 他覚所見 ^(※2) のないもの など ※視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術(レーザー手術等)は手術保険金の支払対象外となります。
	疾病手術保険金 保険期間中に疾病を被り、かつその疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けた場合(入院しない場合も対象となります。)、手術の種類に応じた額(疾病入院保険金日額の10倍、20倍または40倍)をお支払いします(時期を同じくして、2種類以上の手術についてのみお支払いします。)。ただし、1回の入院について、最初の入院の開始日からその日を含めて1,000日を経過した日の翌日以降の手術に対しては、保険金をお支払いしません。なお、手術の種類によっては、回数制限があります。 $\text{疾病手術保険金の額} = \text{疾病入院保険金日額} \times \text{手術の種類に応じた倍率(10倍、20倍または40倍)}$	
特 定 生 活 習 慣 病 の み 補 償 特 約	特定生活習慣病入院保険金 保険期間中に所定の特定生活習慣病(がん、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患)を被り、かつ入院を開始した場合、1回の入院につき730日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき特定生活習慣病入院保険金日額をお支払いします。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。 $\text{特定生活習慣病入院保険金の額} = \text{特定生活習慣病入院保険金日額} \times \text{入院した日数}$	(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
	特定生活習慣病手術保険金 所定の特定生活習慣病(がん、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患)の治療を直接の目的として、所定の手術を受けた場合(入院しない場合も対象となります。)、手術の種類に応じた額(特定生活習慣病入院保険金日額の10倍、20倍または40倍)をお支払いします(時期を同じくして、2種類以上の手術を受けた場合は、倍率の最も高いいずれか1種類の手術についてのみお支払いします。)。ただし、1回の入院について、最初の入院の開始日からその日を含めて1,000日を経過した日の翌日以降の手術に対しては、保険金をお支払いしません。なお、手術の種類によっては、回数制限があります。 $\text{特定生活習慣病手術保険金の額} = \text{特定生活習慣病入院保険金日額} \times \text{手術の種類に応じた倍率(10倍、20倍または40倍)}$	

(注)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。

- ①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額
- ②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
女性 特定疾病 のみ 補償 特約	女性 特定疾病 入院 保険金	<p>保険期間中に所定の女性特定疾病(乳がん、子宮がん、子宮筋腫、妊娠の合併症等)を被り、かつ入院を開始した場合、1回の入院につき730日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき女性特定疾病入院保険金日額をお支払いします。</p> <p>ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> $\text{女性特定疾病入院保険金の額} = \text{女性特定疾病入院保険金日額} \times \text{入院した日数}$ </div>	<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1))を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥傷害 ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩(出産時に、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「入院時生活療養費」、「移送費」および「家族移送費」の給付を受けた場合)を除きます。 ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」、腰痛等で医学的 他覚所見^(※2)のないもの など</p> <p>(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p>
	女性 特定疾病 手術 保険金	<p>所定の女性特定疾病(乳がん、子宮がん、子宮筋腫、妊娠の合併症等)の治療を直接の目的として、所定の手術を受けた場合(入院しない場合も対象となります。)、手術の種類に応じた額(女性特定疾病入院保険金日額の10倍、20倍または40倍)をお支払いします(時期を同じくして、2種類以上の手術を受けた場合は、倍率の最も高いいずれか1種類の手術についてのみお支払いします。)。ただし、1回の入院について、最初の入院の開始日からその日を含めて1,000日を経過した日の翌日以降の手術に対しては、保険金をお支払いしません。なお、手術の種類によっては、回数制限があります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> $\text{女性特定疾病手術保険金の額} = \text{女性特定疾病入院保険金日額} \times \text{手術の種類に応じた倍率} \\ (10倍、20倍または40倍)$ </div>	
	介護一時金	<p>保険期間中に、疾病や傷害などにより所定の要介護状態(公的介護保険制度における要介護2～5に相当します。)となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて90日を超えて継続した場合、介護一時金保険金額をお支払いします。保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。</p>	<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤アルコール依存、薬物依存または薬物乱用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥先天性異常 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波 ⑧戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」、腰痛等で医学的 他覚所見のないもの など</p>

(注)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。

- ①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額
- ②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

その他ご注意いただきたいこと

●特定疾病等対象外特約について

告知書で告知していただいた内容により、お引き受けできない場合や、特別な条件付きでお引き受けする場合があります。特別な条件付きでお引き受けする場合は、「特定疾病等対象外特約」により、特定の疾病(群)について補償対象外とする条件付きでお引き受けします。

*特定疾病等対象外特約をセットされたご契約を継続される場合は、継続加入においても、原則として特定疾病等対象外特約がセットされます。

*ご継続時に補償対象外とする疾病(群)が完治してから1年以上経過されている場合は、継続契約の保険始期から特定疾病等対象外特約を削除できる場合があります。

ただし、被保険者の年齢や補償対象外とする疾病(群)によっては、特定疾病等対象外特約を削除できないこともあります。

また、保険期間の中途での削除はできません。

(削除できない場合の例)

○補償対象外とする疾病(群)が複数の場合

○告知書「疾病・症状・障害一覧表」のF群(腰・脊椎の病気)やI欄記載の疾病が補償対象外となっている場合 など

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

用語のご説明

用語	用語の定義
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。 ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注) 靴ずれ、車酔い、日射病、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
通院責任期間	1回の入院について、最初の入院の開始日に始まり、最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて120日を経過した日に終わる期間をいいます。
入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。
1回の入院	入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の身体の障害(疾病については、前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係にあると認められる疾病を含みます。)により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。保険金をお支払いすべき入院中に、保険金をお支払いすべき他の身体の障害を被った場合は、当初の入院と他の身体の障害による入院を合わせて1回の入院とみなします。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1.クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2.ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。
★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障害の状態
★他の保険契約等^(※)の加入状況
(※)「他の保険契約等」とは、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の損害保険のご契約または共済契約をいいます。
*口頭でお話または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)から1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障害の状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)から1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)から1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。
(※)保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
- 「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がないときは、保険金をお支払いします。
- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など
- ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、下記①から③までのいずれかの取扱いとなります。
①特別な条件を付けずにお引き受けします。
②特別な条件付きでお引き受けします(「特定の疾病(群)」について補償対象外とする条件付き(特定疾病等対象外特約セット))でお引き受けします。)
③今回はお引き受けできません。
- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
- 継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障害の状態等について告知していただく必要があります。この場合において、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

3.ご加入後における留意事項

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>
被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分)にかぎり、解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

4.責任開始期

- 保険責任は保険期間初日の平成24年7月1日午後4時に始まりです。
- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病・発生した事故による傷害に対しては、保険金をお支払いできません。
ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病・発生した事故による傷害であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)から1年を経過した後に保険金の支払事由(入院を開始された場合や手術を受けられた場合等)が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。
(※1) 継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
(※2) 医師の診断による発病の時をいいます。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。
(注) 特別な条件付き(特定疾病等対象外特約セット)でのお引受けの場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病(群)については、全保険期間補償対象外となります。

5.事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。事故の発生日(疾病の場合は、入院を開始した日あるいは手術を受けた日)からその日を含めて30日以内に通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明) / (続き)

	必要となる書類	必要書類の例	
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票	など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、疾病状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書	など
③	傷害または疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード(写)、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書	など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書	など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書	など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書	など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書	など

(※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1)保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払い対象となる場合もあります。当社・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

【疾病保険特約】

●初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、満期時にご継続をお断りすることがあります。

6.保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7.中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日から既に過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただけます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。

8.保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

9.個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンのホームページ(<http://www.sompo-japan.co.jp>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。また、取扱い代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。
- 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向にそっていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1.保険商品が以下の点でお客さまのご意向にそった内容となっていることをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類や保険金をお支払いする場合)
- 保険金額(ご契約金額)
- 保険期間(保険のご契約期間)
- 保険料・お支払方法(保険料払込方法)・満期返れい金・契約者配当金の有無

2.ご加入いただく内容に誤りがないかどうかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されていることをご確認ください。)

- 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されていることをご確認いただきましたか。

3.お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。